

議案第106号

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部改正について

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例（平成25年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,450円」を「16,760円」に、「32,900円」を「33,520円」に、「300円」を「310円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表備考5中「4,110円」を「4,190円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 別表の規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表の規定に基づく静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。